

## 旧優生保護法による 優生手術を受けた方へ

栃木県こども政策課

☎028・623・3064

『旧優生保護法一時金支給法』  
施行に基づき、優生手術などを  
受けた方に一時金を支給します。  
**対象** 次のいずれかに該当し、  
生存している方

① 昭和23年9月11日から平成  
8年9月25日までの間に、旧優  
生保護法に基づき優生手術を受  
けた方② ①のほか、同期間に  
生殖を不能にする手術や放射線  
の照射を受けた方

※まずはお電話ください。

一時金の額 一律320万円

請求期限 令和6年4月23日

設置しましょう！

## 住宅用火災警報器

予防課・☎④3199

本市の設置率  
**74%**  
(7月1日現在)

設置率**100%**

を目指しましょう！



請求手続き先 同課  
※受付時間は、平日午前9時か  
ら午後5時まで。

### 回収しています

### 使用済み天ぷら油など

環境政策課・☎⑩2151

**対象** 家庭で出た植物性の廃食  
用油(賞味期限切れも可)

**回収場所** とりせん市内全店  
ヨークベニマル足利店、たいら

や足利店、カワチ薬品市内全店  
環境政策課(本庁舎2階)

**方法** 各店舗の営業時間中に、

ペットボトルに入った油を(カラ

ス容器は不可)、ふたを閉めて回

収ボックスに排出

★12月中、同課へお持ちの方に  
は『しようび』を差し上げます。

## 年末の交通安全

### 市民総ぐるみ運動

市民生活課・☎⑩2190

**運動期間** 12月11日(金)～31日(木)

**運動の重点**

▽子どもと高齢者の交通事故防止

▽安全運転の励行と飲酒運転の

根絶

## 事例から学ぶ！消費者トラブル

### CASE 49 家族が携帯電話を解約できないの？

**入** 院中の70歳代の妻が意識不明になっ  
たため、妻の携帯電話を解約しよう  
としたが、携帯電話会社からは本人でな  
ければ解約できないと言われた。どうすれば  
解約できるのか。

💡 解約手続きは原則本人から

### 個別の事情は携帯会社に相談を！

やむを得ない理由で本人が解約できない場合、  
家族が委任状と携帯電話会社指定の書類などを店  
舗に持参すれば解約が可能ですが、委任状の用意  
ができない場合は携帯電話会社に個別に相談する  
必要があります。携帯電話のほか、預貯金や生命  
保険でも同様のトラブルが増えているので、高齢  
者の場合は、意思表示ができる元気なうちに自分  
名義の契約を定期的に見直したり解約方法の確認  
をしておくとうよいでしょう。



迷ったら、  
すぐ電話！

消費生活センター・☎③1211  
平日午前9時～午後4時

▽『原則ハイビーム』と『ライト

4運動』の推進

▽交通安全教室 申込受付中

高齢者や幼児などを対象とし  
た『交通安全教

室』を随時受付

中。専門員を派

遣します。



### 回収します

### 農業用廃ビニールなど

J A 足利経済課・☎⑩3071

**日時・対象地区** 次の各指定日

の午前9時～午後3時30分

▽12月7日(月) 渡良瀬川河北

▽8日(火) 久野地区

▽9日(水) 筑波地区

▽10日(木) 矢場川・梁田地区

▽11日(金) 御厨地区

**搬入場所** 足利市清掃事業(株)

(久保田町)

**回収対象物** 農業用廃ビニール、

黒マルチ、肥料用空袋、育苗箱

**申込** 12月4日(金)までに申込書

類をJ A 各支所

※申込書類

はJ A 各支

所にあり。



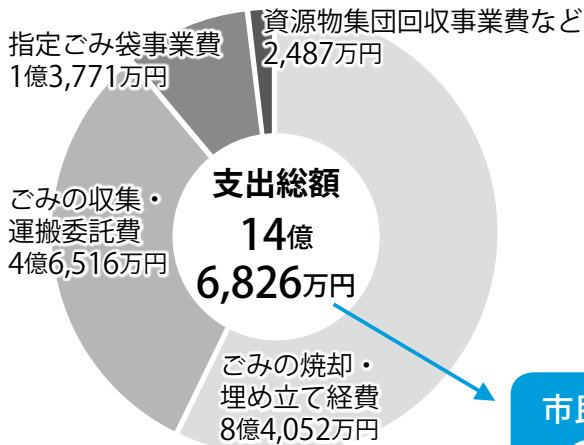
令和元年度

# ごみ処理に要した費用

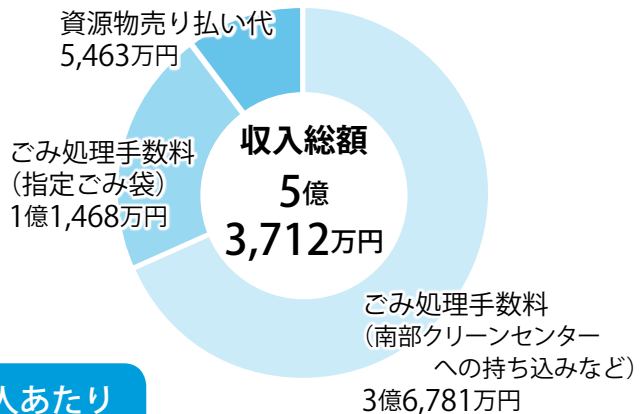
クリーン推進課・☎202142

ごみの減量ができれば、処理費用が削減でき、その分、教育や福祉など、他の目的に使うことができます。未来のために、ごみの減量にご協力をお願いします。

## 支出の内訳



## 収入の内訳



市民1人あたり 10,229円

ごみ減量のキーワードは『紙類』

燃やせるごみの約4割は紙類です。紙類を『燃やせるごみ』ではなく『資源物』として出すことで、燃やせるごみが減ってごみ処理費用が削減でき、また、資源物として売却することで収入にもつながります。

する農業用機械を使用している方  
トラクターなど軽油を燃料とする農業用機械を使用している方

### 軽油引取税の農業用免税証

安足県税事務所

☎0283・23・1458

お忘れなく！  
**償却資産の申告**  
税務課・☎202129

**対象** 事業(営業、農業)や不動産などを営んでおり、事業用資産として構築物、機械、工具・器具などの償却資産(他に貸与しているものも含む)を所有している方

**申告内容** 毎年1月1日現在の資産の所有状況について資産の増減、有無に係わらず申告

**申告期限** 令和3年2月1日(月)

**申告方法** 申告書を同課

※申告書などが必要な方は同課までご連絡ください。

※令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症における軽減措置があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 税

### 軽油引取税の農業用免税証

税務課・☎202129

は、耕作面積に応じて軽油引取税が免税になる場合があります。

**申請日時** ▽1月13日(水) 午前9時30分～11時30分・午後1時～4時 ▽14日(木) 午前9時30分～11時30分

**場所** 県庁足利庁舎403会議室(伊勢町四丁目)

**必要書類** 免税軽油使用者証、免税軽油の引取りなどにかかる報告書、免税軽油を購入した納品書など(写し可)、印鑑

※詳細は同事務所にお問い合わせください。

NO『密』!

### 確定申告は自宅から

足利税務署・☎3151

確定申告には自宅のパソコン・スマホで利用できるe-Taxが便利です。税務署で事前にID・パスワード方式の手続きをすれば、マイナンバーカードとICカードリーダーライタなどを使わずe-Taxを利用できます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにも、ぜひ自宅から!